

令和4年度東京都児童相談体制等検討会 第3回

＜議事要旨＞

1 会議概要

(1) 開催日時

令和5年3月24日（金）午前11時から午前11時30分まで

(2) 開催方法

オンライン会議

2 議事内容

(1) 多摩地域児童相談所配置計画（案）

【事務局説明】

- ・資料名について、第2回児童相談体制等検討会までは、「多摩地域の児童相談所管轄区域（素案）」という名称を用いていたが、このたび計画として定めるに当たり「多摩地域の児童相談所配置計画（案）」と変更している。
- ・結論として、この資料名以外は先般第2回の検討会で示した素案から変更はない。各市町村からご意見をいただき、都として検討した結果、素案どおりとさせていただいた。
- ・考え方のポイントについては、資料1の上段にある5点である。1点目・管轄人口の適性化、2点目・交通利便性の配慮、3点目・警察署の管轄区域との整合性、4点目・各市町村等との連携強化、5点目・設置場所の検討は具体的には5年度とし、多摩地域へのサテライトオフィスの設置も検討、である。
- ・具体的な管轄区域の素案については、資料1の2枚目の資料のとおり。現在の児童相談所の管轄区域を黄色や紫色、赤色のストライプといった5色で色分けしている。新たな管轄区域案については、黒色の太線で囲っているエリアである。
- ・青枠で囲っている現在設置されている4か所の児童相談所、八王子児童相談所、立川児童相談所、小平児童相談所、多摩児童相談所に加え、赤枠で囲っている町田児童相談所（仮称）、多摩中部児童相談所（仮称）、西多摩児童相談所（仮称）の3所を新たに設置する。
- ・今年度は管轄エリアの設定までであり、来年度、具体的な設置場所の適地調査を行う。管轄区域の見直しスケジュール、児童相談所の新設時期などは、本調査を踏まえた上で決定する。新設に当たっては管轄自治体との協議をしていくほか、本検討会にも進捗状況など随時報告を行っていきたい。

※引き続き、資料2により、八王子市、青梅市、調布市、小平市、国分寺市、福生市、狛江市からの意見をそれぞれ抜粋して紹介するとともに、都の考え方について説明。

【主な意見交換等】

(狛江市) 狛江市は、多摩児童相談所の管轄になる前は、世田谷児童相談所の管轄で、当市から距離が近く、利便性がかなり良かったが、現在は遠くなってしまった。今後の状況等も考慮しつつ、こういった場での協議を継続していただき、多摩地域への更なる児童相談所の増設もご検討いただければと思っている。

(都回答) 狛江市含め皆様からのご意見を踏まえ、適切に進めていく。今回は、本計画案により取りまとめをさせていただく。